

令和4年7月22日

〒106-0032

東京都港区六本木三丁目2番1号

合同会社DMM.com 御中

特定非営利活動法人

消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦市郎

(連絡先) 〒464-0075

名古屋市千種区内山三丁目28-2

KS千種ビル6階

事務局長 伊藤英樹

TEL : 052-734-8107 FAX : 052-734-8108

## 申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴社からは、当団体が、令和4年1月25日付申入書において、貴社が使用している商品購入画面の「重要なお知らせ」という表示部分に関し、「重要なお知らせ」の文字とそれに続く文章の表示部分(打消し表示部分)を、「購入を確定するボタン」のすぐ上部に記載するなど、より、一般消費者にとって認識しやすい表示箇所に表示するといったさらなる修正を行っていただき、景品表示法上の疑義が生じない形としていただきたい旨申入れをしたことについて、令和4年4月1日付で、御社としては、景品表示法上問題ない表示と考えている、との回答をいただきました。

しかしながら、貴社の上記回答は、当団体が令和4年1月25日付申入書において、消費者庁が平成30年(2018年)6月7日に公表した「打消し表示に関する表示方法及び表示内容に関する留意点(実態調査報告書のまとめ)」を引用して具体的に問題点を指摘して申入れを行ったことについて、特に理由を付すことなく、貴社としては問題ないと考えている、という一言でのご回答にとどまっています。

このようなご回答では、やはり、当団体の問題意識を払拭することはできません。

当団体の令和4年1月25日付申入書における指摘は、消費者が誤認することのないよう、より消費者が無期限でない場合があることについて認識しやすくするという観点からの指摘です。

このような観点から貴社のウェブサイトにおける表示を変更することは消費者保護を図り、消費者にとって利用しやすくするという意味では、貴社にとっても望ましいことであると思料いたしますが、このような観点で当団体の申入れに従って表示を変更することができない合理的な理由があるのであれば、是非当該理由についてご回答をいただきたいと思います。

以上について、ご検討の上、ご回答をお願いいたします。

敬具